

鳥取市市民運動推進協議会会則

(名称)

第1条 この協議会は、鳥取市市民運動推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(組織)

第2条 この協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(目的)

第3条 この協議会は、美しく住みよいまちづくりをめざし、市民が主役となって運動を推進することを目的とする。

(事業)

第4条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) まちを美しくする企画、運動
- (2) 美化運動を自主的に実践する団体の支援
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(事務局)

第5条 この協議会の事務局は、鳥取市自治連合会に置く。

(役員)

第6条 この協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 監事 2名

(役員を選任)

第7条 会長、副会長、監事は、総会において選出する。

(役員職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 この協議会の会議は、総会及び役員会の2つとする。

- 2 定期総会は、年1回開催する。
- 3 役員会は、必要に応じて随時開催する。
- 4 会議は、すべて会長が招集する。
- 5 会議は、会長が議長となる。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 会則の制定又は変更
- (2) 事業計画及び収支予算の承認
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(役員会)

第12条 総会に付議する事項を事前に調査、企画及び事業を推進するため役員会を置く。

2 役員会は、会長及び副会長で組織する。

(書面による議決)

第13条 次の各号のいずれかに該当すると会長が認めるときは、総会に付議する事項について書面による議決を行うことができる。

- (1) 震災、風水害又は感染症への対応等により総会を開催することが困難と認めるとき。
- (2) 至急の議決が必要で総会を開催する余裕がないと認めるとき。

2 会長は、前項の規定により書面による議決を行った場合は、速やかにその結果を報告しなければならない。

(経費)

第14条 この協議会の経費は、受託金、補助金、寄附金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第15条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(委任)

第16条 この会則に定めるもののほか、この会の会務に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この会則は、昭和62年5月1日から施行する。
- 2 鳥取市市民運動推進協議会規約（昭和61年5月7日制定）は廃止する。

附 則

- 1 この会則は、平成28年4月14日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成29年4月7日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

団体名
鳥取市社会福祉協議会
鳥取市緑花協会
鳥取市体育協会
鳥取市中学校長会
東部地区県立学校校長会
鳥取市小学校PTA連合会
鳥取市中学校PTA連合会
鳥取市公園・スポーツ施設協会
鳥取市自治連合会
鳥取市連合婦人会
J A鳥取いなば女性会鳥取支部
鳥取市連合母子会
鳥取市赤十字奉仕団
鳥取市老人クラブ連合会
鳥取青年会議所
鳥取商工会議所
鳥取市商店街振興組合連合会
一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会
鳥取市保育園後援会連合会
鳥取市民生児童委員協議会
鳥取市身体障害者福祉協会連合会
鳥取市保育園会
鳥取市地域体育会連合会
鳥取市民健康づくり地区推進員連絡協議会
鳥取市子ども会連合会
青少年育成鳥取市民会議
鳥取市
鳥取市公園愛護会連合会
鳥取市教育委員会
一般社団法人鳥取県東部建設業協会
鳥取砂丘美化運動協議会
狐川を美しくする会
湖山池を守る会
袋川をはぐくむ会